



デンマーク法(1)

早稲田大学教授

松澤 伸

Matsuzawa Shin

I. デンマーク法への招待

これから3回にわたって、読者をデンマーク法の世界へとご案内することとなった。私は、比較法の対象として、デンマーク刑法を中心とする北欧刑法を研究する者であり¹⁾、デンマーク法の理解も、刑法に偏ったものであることは否めない。この任に耐えうるか、心もとないところもある。しかし、わが国には、デンマーク法の研究者がほとんどいないという現状に鑑みれば²⁾、わが国とデンマークの法学研究の交流・協力を進めていくため、ひとりでも多くの方にデンマーク法に興味を持ってもらうことには、非常に重要な意味があろう。はからずもデンマークと縁をもった私としては、少しでもそのお役にたてればと思い、敢えてこれをお引き受けした次第である。

さて、デンマークと聞いたときに、読者は、どんな国家像を思い浮かべるだろうか。小さな国であるものの、国民の幸福度調査で首位に立ったり、先進的な場面では必ず言及される、いわば「未来社会」を実現した国家といったイメージだろうか。しかし、その注目度は必ずしも高いものではない。たとえば、環境問題では、昨今、原発を廃止したドイツが注目されている。北欧の国の中では、スウェーデンが注目されることも多い。

これに対し、デンマークが、そもそも原発に対して当初から一貫してノーを突きつけている国家であることは、ほとんど知られていない。デンマークの首都コペンハーゲンの対岸に領土

を持ち、隣国の首都から20kmの距離に原発を建設し、実際に稼働に移したスウェーデンとは、この問題において非常に異なる認識を持った国家であり、その姿勢は、より注目に値するとさえいえよう。

同時に、デンマークは、ヴァイキングとして古代ヨーロッパ世界を震撼させた世界最古の王制国家でもあり、イギリス法にも影響を与えた国家である³⁾。大陸法やコモン・ローとは異なる独自の法体系を持ち、同じ北欧に属するスウェーデンと、北欧を二分する支配者としての国家を構築していく中で、スカンジナビア法体系を構築してきた歴史は、比較法的に見ても特異な地位を占めるものである。「古くて新しい」デンマーク法は、研究対象としてきわめて興味深いものなのである。

II. デンマーク法の歴史

デンマーク法への招待は、その歴史から始めることにしよう。デンマーク人は、ゲルマン人の血脈を受け継ぐスカンジナビア人に属する。スカンジナビア人には、スウェーデン人、ノルウェー人などが含まれるが、古代においては、それぞれの分離はあいまいであり、古北欧語を話すひとつの民族であったといわれている。彼らの法である古スカンジナビア法は、ゲルマン法の一支流であって、他のゲルマン法と同様、口頭伝承による慣習法であった。

この慣習法が、対外的に大きな意味を持った最初のできごとは、ヴァイキングによる西ヨー

1) 10年ほど前に、松澤伸『機能主義刑法学の理論——デンマーク刑法学の思想』(信山社、2001年)を公刊した。本稿Ⅱについては、同書22頁以下、本稿Ⅲについては同書117頁以下をご参照いただければ幸いである。なお、その後の研究については、近々、一書にまとめたと考えている。

2) わずかに国際法の石渡利康教授、法哲学の佐藤節子教授、出水忠勝教授らの名前を挙げることができる。

3) 英語のlawは、デンマーク語のlovに由来する言葉であるといわれる。